◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○越智委員長　次に、階猛君。

○階委員　立憲民主党の階猛です。

通告しております質問事項ですが、冒頭の質問は、今、海江田先生から御指摘があったところなので割愛させていただいて、二つ目から行きたいと思います。

私がお配りしている資料一ページ目をごらんになってください。これは菅総理が官房長官時代の記者会見を抜粋したもので、ちょうど総裁選への出馬が決まったころかと思います。当時、菅官房長官は、地方の銀行の数が多過ぎるということを言っていました。

そもそも、政府は、地方銀行の数が多いという認識を持っているのかどうか。

私が考えますに、地方銀行は全国で百二行ありますけれども、その主な取引先である中小企業は、全国で、個人企業など小規模事業者を除いても約五十万社あります。単純平均すると一行当たり五千社弱で、その資金需要に応えていくには地銀の数は決して多いとは言えないと思っておりますが、政府の見解、麻生大臣からお願いします。

○麻生国務大臣　これは前々からいろいろな御議論のあるところなんですけれども、厳しい経営環境が今続いておりますので、人口も減っておりますし、景気も悪いというようなことで、従来のままで、経営のあり方を見直さずに今の現在のビジネスモデルをこの低金利の中で維持していけば、将来的にはかなりいろいろな地域において課題が生じてくるだろうと思っております。今のままでいけばですよ。数だけの話じゃありませんから。

このため、ぜひ自分で経営改革に取り組んで、金融機能というものを、貸出し機能やらいろいろな機能がありますけれども、それを強化して貸出ししている先の企業価値の向上を図るということが極めて重要なんだと私どもは考えているんですが、経営改革のあり方につきましては経営判断に属するものの一つなので、したがいまして、経営統合というものも、長崎とかいろいろなところでありましたけれども、一つの選択肢になるものとは考えております。

したがいまして、今この段階で、多いとか少ないとか言える立場にあるというわけではございません。

○階委員　政府としては、多いという認識を必ずしも持っていないというふうに理解しました。

その上でですけれども、今大臣おっしゃられたとおり、地方銀行の経営環境が厳しくなっているのは事実です。

ただ、その主な要因は、安倍政権が地方創生に失敗し、地方から東京圏への人口流出が加速したことや、日本銀行が、先ほど来ありますように、二％の物価安定目標を達成できず、超低金利が長く続いたことが大きいわけです。

政府や日銀の失敗で経営環境が厳しくなったのに、当の政府や日銀が責任をとらず、地銀を始め地域の金融機関にツケを回すのは無責任ではないかと思うんですが、この点について、大臣はどのようにお考えになりますか。

○麻生国務大臣　今の御質問は、ちょっと私どもにあらかじめいただいていないので、私どもの、個人的な見解も含めまして。

私どもとしては、今、環境は、政府の責任だとか日銀の責任だとかいうような形だけで考えるのは、それはちょっと一方的過ぎるのではないかと。銀行によっては、それでうまくやっておられる銀行もありますし、きちんとやっておられる銀行もありますので。

一方的な話になり過ぎてはいないかというのを踏まえた上で、私どもとしては、いろいろな意味で、こういった状況になってきておりますので、地域金融というのがしっかりせぬと、地域の企業というものの活性化、再生化も難しいという面もありますので、御意見を重々踏まえて対応していかねばならぬと思っております。

○階委員　確かに、構造的な人口減少とか高齢化、あるいは地方では経済が衰退しているということもあると思うんですが、そういった中で、更に追い打ちをかけるように低金利を進めてきたということが、やはり今の金融機関の苦境を招いている

のではないかと思っています。

他方、次の質問ですけれども、コロナ禍で苦境にある地域の中小企業を支援するには、今後は、資本性資金の供給であるとか、経営再建計画を策定した上で、既存の取引先の債務につき、デット・エクイティー・スワップやデット・デット・スワップなどを実行したり、一部の債権放棄を行ったりする必要も生じると考えています。

合併、統合で地域の金融機関の店舗や人材が減少すれば、こうした個別的かつ専門的な対応は困難になるのではないかと思っていますが、この点についてはいかがお考えですか。

○麻生国務大臣　これは階先生御指摘のとおり、このコロナ禍で影響を受けますいわゆる地域の中小零細企業というものに対して、これまでの資金繰りに加えて、今言われた、デット・エクイティー・スワップというのは何と言いましたっけ、資本性ローンか、資本性ローンとかいろいろな形でのものが、今デット・デット・スワップという言葉も使われましたけれども、こういったものも活用しつつ、経営改善とか事業再生とか事業の転換、方向の転換というものを進めていくというのは重要だ、私どももそう思っております。

地域金融機関の合併等々いろいろ言われますけれども、これは経営基盤強化に資する効果があると考えてはいるんですけれども、これに伴う、例えば事業再生の専門人材というものを集約するとか、それからバックオフィスの業務を効率化する、いろいろな銀行とか他の金融機関と、その資源を顧客の支援に振り向けるといったことによって、地域の企業というものの支援の充実につなげていくというようなことが重要なんじゃないかと思っているんですけれども。

いずれにいたしましても、経営統合等々により生じる果実というものが金融仲介機能として発揮されるとか、地域経済の活性化につながるとか、そういった形で地域に還元されるようにモニタリングしていくというのが大事なのであって、金融を助けるというのは、何もそれを助けたって、その銀行だけが生き返ったって何の意味もないのであって、その銀行が果たす業務をきちんと遂行できるように銀行を再生するというのが大事なんだと思っております。

○階委員　私もそのとおりだと思います。

ただ、具体的に、本当に地域経済の再生とか地域の中小企業の再生につながっていく政策がとられているのかどうか、これはしっかり検証しなくちゃいけないということで、きょうの資料の二ページ目をごらんになってください。まさに今申し上げました資本性資金の供給とか資本増強支援が、補正予算の中でいろいろ行われています。

まず一つ目、この資料でいいますと真ん中あたり、（2）の（i）というところを見ていただきたいんですが、資本性劣後ローンの供給というのを日本公庫あるいは商工中金が行っておりまして、その進捗状況について伺いたいと思います。

資本性劣後ローンの供給によって供給先の企業の財務内容が改善して、他の民間金融機関などからも通常の融資や資本性の資金の供給を受けやすくするという狙いがあったと思います。

この点も含めた資本性劣後ローン、ここまでの実績と今後の見込みについて、大臣、お答えください。

○麻生国務大臣　御質問の日本公庫及び商工中金等々によりますと中小・小規模企業、事業者向けの資本性の劣後ローンというものにつきましては、八月に開始をさせていただいておりますが、それ以後、一千四百十四億円の融資を決定いたしております。

また、中小・小規模事業者向けの資本性の劣後ローンにつきましても、供給実績のうち、民間との間の協調融資等々を要件として実行させていただいたものが全体の約九割、一緒にやったものが九割ということになっておりますので、私どもとしては、引き続き、資本性資金の活用というものを積極的に促してまいりたいと思っております。

○階委員　もしおわかりになればなんですが、今おっしゃった協調融資九割、これによって民間金融機関からどれぐらいの額が融資として行われたのか、実行されたのか、これを把握されていればお答えいただきたいですし、把握されていなければ、その旨お答えください。

○麻生国務大臣　これは、基本的には民間の分を我々は把握しているわけではありません。

○階委員　ただし、これはそもそも協調融資が前提となってお金を出している、資本性劣後ローンを出しているということなので、今後は、そもそも資本性劣後ローンを出す前提となっている融資の計画、これも見ていただきながら、本当に協調融資、民間からの融資の呼び水になっているのか

どうか、これはぜひ検証していただきたいですし、それをやらないと私は意味がないと思います。いかがでしょうか。

○麻生国務大臣　これは御指摘のとおりでして、現時点において民間金融によります協調融資というものの規模とか種類の内容をいわゆる我々として把握をしているわけではありませんが、協調融資というものに関してその内容はどの程度の頻度で把握すべきかについて、ちょっとこれは各政府機関の事務負担がふえますので、そういったことも考慮しつつ、きちんと検討してまいりたいと思っております。

○階委員　そしてもう一つ、二ページ目の資料で、官民ファンドが二つほど挙がっております。

きょうは経産省にも来ていただいていますけれども、まず、中小企業経営力強化ファンド、ここは予算規模四百五十億円だったと思いますが、地域の核となる中規模な事業者に対して出資等を行うというファンドだそうです。もう一つは、中小企業再生ファンド、予算規模二百億円ということなんですが、こちらは金融機関の中小企業向け債権の時価買取りや出資等を行うというものだそうです。

報道によりますと、これらの立ち上げがおくれているようなんですが、ここまでの実績と今後の見込みについて教えてください。

○佐藤大臣政務官　お答え申し上げます。

中小企業経営力強化支援ファンドは、地域の核となる企業の倒産、廃業を防止するため、令和二年度補正予算により新たに設けたものでございます。これまでに既に二つの全国ファンドを立ち上げたところでありまして、今後、具体的な投資先について検討を行っていく予定でございます。

中小企業再生ファンドの方でありますけれども、こちらは中小企業の抜本的な事業再生を支援するものでございます。既に全国で十八のファンドが組成をされておりますけれども、新型コロナウイルスの影響を踏まえまして、令和二年度補正予算により新たなファンドの組成を行うべく、現在、中小企業基盤整備機構においてファンド運営者の公募を実施しているところでございます。

いずれのファンドについても、ファンド運営者のもと、地域金融機関等の出資を後押しすべく、中小企業基盤整備機構が最大八〇％の出資を行うことが可能な仕組みとしております。引き続き、さらなるファンドの組成に向けて、金融庁とも連携しつつ、地域金融機関等へ働きかけを行ってまいりたいと思います。

○階委員　そのファンドの立ち上げなり案件を組成するのがおくれているということの理由なんですけれども、やはり地域の金融機関にしてみれば、そうしたファンドにみずからの金融債権を譲渡することなどによって損失をこうむるのではないかということで、なかなかこうしたファンドをつくることに前向きになれないということもあるのではないかと思うんですが、そのあたり、立ち上げがおくれている理由はどのように分析されているのか、お答えください。

○佐藤大臣政務官　今御指摘いただきました理由ということでございますけれども、地域金融機関からの出資が集まっていないということでございますが、地域金融機関からすれば、実質無利子融資ですとか、また、資本性劣後ローン等の資金繰り支援の方に今注力をしているという状況でありまして、事業再生支援まで力を注げていないというのが現状であるというふうに認識をしておりますけれども、改めてのお答えになりますけれども、このあたりも踏まえまして、さらなるファンドの組成に向けて、金融庁とも連携をしながら、地域金融機関等への働きかけを行ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○階委員　私も、今申し上げました資本性資金供給のためのさまざまな方策について、今後の動向を注視していきたいと思っていますけれども、ただ、根本的な問題として、やはり、そうした融資先の企業に今度は出資を行っていくということになれば、金融機関としては、よりリスクを抱えるわけです。また、貸出しをしてきた企業の債権をカットする、あるいは時価でファンドなどに譲渡するということになれば、これも損失が生じるわけです。こうした損失のリスクを恐れてなかなか支援に積極的になれないということがあってはならないと思っています。

金融機能強化法を先般改正されて、コロナ特例というのを設けたと思いますけれども、このコロナ特例は、私にしてみると、東日本大震災のときの震災特例を思い出すわけです。震災特例も、たしかトータルで千五百九十億ぐらい利用があったかと思うんですが、震災特例は活用されたと思います。

今回のコロナ特例は震災特例と比較してどういうふうに変わっているのか、あるいは変わっていないのか。

私が見るところ、三ページ目、四ページ目に、三ページがコロナ特例と通常の資本参加の場合の要件の違いが書かれていて、四ページ目は震災特例と通常の場合との違いが書かれていまして、私もこの二つを見比べたところ、要は、違いがあるとすれば、コロナ特例では地域経済の再生に資する方策の策定を求めるということがあって、震災特例では震災からの復興に資する方策を含むという、この部分かなと思っているんですが、そういった理解でよろしいかどうか、お答えください。

○麻生国務大臣　簡単に言えば、そうです。

○階委員　ありがとうございます。

そこで、この地域経済の再生に資する方策というのがポイントなんですが、これについて、具体的な意味を教えていただけますか。

○麻生国務大臣　これは、取引先の経営相談とか、それから事業再生の事業承継とか、そういったような支援の取組などについて記載をした経営強化計画の提出を金融機関に求めている。金融機関に求めるんですよ、金融機関に求めている。

その円滑かつ誠実な実施が見込まれるかどうか等々について審査を行うということに今回のやつはさせていただいているんですが、取組の実施状況についても、国の資本参加の後において、これを適切にフォローアップしていく枠組みがあるので、これはうまくいけばいい、うまくいかなかった場合はいろいろなことを考えないといけませんから。

我々としては、そこのところはきちんと審査をして、劣後ローンを組んで、一応、国の金が入ったとなれば、信用もある程度くっついて、他の金融機関からの協調融資も得やすくなるのはもう御存じのとおりですけれども、得た後、それがきちんと再生して、劣後ローンとはいえ、きちんとした金で配当があるとか金が返済されるとかいったような形になっていくところまで、我々としては、うまいことといかないと、基本的にその分だけが貸倒れということになりますので、そういったことがなるべく少なくなるようにしておかねばならぬという配慮は必要なんだと思っております。

○階委員　今、最後にお話しになった部分は、国が資本参加する以上は、その取り漏れがないようにちゃんとウオッチしていくという趣旨なんだと思うんですけれども、一方で、金融機関がちゅうちょなく取引先の支援のためにリスクをとった資本性資金の供給をしたり、一方では、過去に貸したものについて、返済能力いかんによっては、債権カットであったり時価での債権譲渡であったり、そういうようなことをして支えていくということをやらないと、やはり、大臣が最初におっしゃったように、金融機関を助けるだけに終わっては意味がないわけですね。

なので、私として、今重要なことは、地方銀行の再編のために金融機能強化法を使うのではなくて、地方経済の再生のために金融機能強化法を使うということを徹底すべきであろう。今申し上げましたような取引先の支援を行う地域金融機関には、新型コロナ特例の活用を促していく。

何か、こういうので資本参加を受けると、地域金融機関は、経営の手足を縛られるのではないか、経営の手足を国によって縛られるのではないかというような不安を抱いている向きもありますので、そんなことはない、地域経済を支えるために取引先支援を行っている地域金融機関は、どうぞ新型コロナ特例を遠慮なく使ってください、こんなふうなメッセージを大臣として送るべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣　これはおっしゃるとおりなので、資本政策のあり方というのは金融機関のいわゆる経営判断に属する事項であることははっきりしておりますけれども、金融機関が、お尋ねのように、地域企業に対していわゆる積極的な支援というものを行っていく上で、みずからの資本基盤というものの充実が必要だというのは当然のことなので、そう判断する場合には、ためらわず資本参加の申請をしてもらわないかぬ。自分のところは今はこの企業を助けるべきだけれども、自分としては今は資本の絶対量に問題があるというようなことになってくると、資本参加の申請をしてもらうとかそういった金融機能の強化に万全を期しておいた上でやっていただかないと、これは、そこの企業もうまくいかなかった、貸し出した方もうまくいかなかった、両方ということになりかねませんので、そういったところはぜひ、こういった資本参加というものに関して、積極的にやってもらいたいと思っております。

○階委員　ぜひ、地域経済を支えるために金融機

関の力を最大限活用していく、そのためには金融機関を国が資本参加などによって支えていく、こういう好循環というか、そういうことをお願いしたいと思います。

日銀総裁にも質問をさせていただきます。

先ほど、海江田先生との議論を聞いておりました。従来の金融政策は全く変わらないと言っていますが、その理由は全く私には聞こえませんでした。理由が抜きで言われても説得力がありません。

そもそもなんですが、今回の特別当座預金制度、地域金融強化のためと銘打っていますけれども、地域金融強化どころか、今回の当座預金上乗せ金利の適用を受けるには、経費を減少したり、ＯＨＲ、つまり業務粗利益分の経費を改善したり、あるいは経営統合を行ったり、要は、決められた数値の目標を達成しなくてはいけないということでありますが、こうした条件を課せば、採算の悪い地方部から金融機関がなくなったり、リスクのある取引を下げたりすることにつながるのではないか。そうなれば、地域金融強化どころか、地域金融機関が弱体化して、地域経済にマイナスになるのではないかと思っております。

この点について、総裁の見解を伺います。

○黒田参考人　この制度は、地域金融機関が将来にわたり地域経済をしっかりと支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、導入する方針を決めました。

まず、本制度で、経営基盤強化の度合いをはかる指標としてＯＨＲというものを示しておりますけれども、これは収入の増加、経費の削減のどちらによっても改善が可能でありまして、一律にリストラを求めているわけではございません。

特に、経費の節減において貸出業務の人員の削減などを行いますと、当然、貸出能力の低下につながり得るわけですけれども、現在、地域金融機関が進めている経費削減は、間接部門や不採算業務の人員を削減して捻出した人員を貸出業務、コンサル業務等に回して収益性を高めるものでありまして、むしろ貸出能力を高めることにつながっていると思います。

また、本制度の適用を受ける金融機関は、経営基盤の強化や当座預金への追加付利を通じた収益、自己資本の改善により、貸出余力が高まることになると思います。

加えて、本制度では、地域経済の持続的な発展に貢献する方針であることをこの制度利用の要件としておりまして、地域金融機関に企業や家計の資金繰り支援をしっかりと行うことを求めていることもありますので、むしろこうした貸出しを下支えするのではないかというふうに考えております。

○階委員　ＯＨＲとか経費の削減については明確な数値基準を設ける一方、まさに地域金融強化につながる地域経済の持続的な発展に貢献する方針というのは、具体的なこと、数値基準などは一切示されていないわけですよ。

この地域経済の持続的な発展に貢献する方針というのは、具体的に地域金融機関に何を求めるんですか。お答えください。

○黒田参考人　この要件につきましては、感染症拡大のもとで企業や家計の資金繰り支援を引き続きしっかり行うこと、そして、いわゆるコロナ後の経済社会変化を見据えた企業の前向きな対応を後押しすることなどを通じて、地域経済の持続的な発展に貢献する旨を経営方針として表明していただくことを念頭に置いております。

○階委員　全然具体的じゃないんですが。

そうすると、定性的なもので、定量的な基準とか要件は設けないということでいいわけですか。

○黒田参考人　この制度を活用して特別付利を希望する先は、あらかじめ経営基盤の強化に向けた取組方針というものを日本銀行に提出するほか、進捗状況に関する定期的な報告を行うこととしております。

日本銀行としては、対象となる地域金融機関に対するモニタリングを通じて、地域経済を支えるための取組がしっかりと進められていくよう働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○階委員　質問に答えていただいていないんですが。

要するに、再編とかリストラにつながるような数値の基準はつくりつつ、肝心の地域金融強化につながる部分には何も具体的な基準が定められない。

結局、これは、大臣がそういうことはやらないとおっしゃった、金融機関だけを助けて地域経済はどうでもいいという話になっちゃう気がしますね、こうした要件の立て方では。

やはり地域経済の持続的な発展に貢献するというところが一番肝要でして、そこが具体的な基準

として抜け落ちているのは問題ではないかと思いますが、総裁、この地域経済の持続的な発展に貢献する方針、もう少し具体的かつ明確な基準、要件を設けるつもりはないですか。

○黒田参考人　先ほど申し上げましたように、経営基盤強化、それを通じて、当然のことながら、地域経済に貢献するということであります。その際、経営基盤強化の度合いをはかる指標として、経費の削減だけを狙っているわけでも何でもありませんで、収入の増加、経費の削減のどちらによっても改善が可能だという指標を使っております。

その上で、具体的に、それぞれの地域における地域経済の持続的な発展に貢献するやり方自体は違ってくるというふうに思いますので、一般的には、先ほど申し上げたように、現在の状況では、資金繰り支援をしっかりやってくださいということ、それから、コロナ後の経済社会変化を見据えた企業の前向きな対応をしっかり後押ししてくださいということを要請し、それを経営方針として表明していただいて、それがきちっと達成されているかどうかはモニタリングをして、当該地域金融機関に具体的に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○階委員　結局、経営基盤の強化をしないと地域への貢献ができなくなるぐらい経営を悪化させた原因は、超低金利政策にあると思っています。これまでの金融政策が金融システムの安定化を犠牲にしたという面は否めないと思うんですが、あえてそこを正面から認めないで、金融政策の変更という形ではなくて、プルーデンス政策だという方便でこうした経営基盤の強化を申しわけ程度に行っていくというのは、まさに詭弁だろうと思っています。

最後に、二％の物価安定の目標についてお尋ねしますけれども、最後のページを見てください。これは私が事あるごとにお示ししている資料、最新版をお持ちしました。

○越智委員長　階君、申合せの時間が過ぎていますので、簡潔にお願いします。

○階委員　あと二点だけ。済みません。

展望レポートについて、三カ月に一回出されたものを時系列で見ていきますと、黒田総裁が就任した四月の段階では、見通しとして、約二年後には一・九のインフレ率だということで、物価安定目標に接近するような見通しでした。こういう展望、予想は右肩上がりで、実際の結果は、これは縦に見ていくと、尻すぼみだったということで、願望レポートだという指摘をさせていただきました。

ただ、最近は願望にすらなっていないのではないか。最後の行、二行ぐらいを見ていただくと、二年ぐらいたった後も最終的には〇・七にしか達していないということで、もう、願望レポートというよりは絶望レポートになっているというふうに言わざるを得ません。

なおこの二％物価安定目標にこだわる理由はないと思っていますけれども、そもそも、二％物価安定目標、今の見通しにあるとおり、不可能ではないかと思っていますが、不可能ではないのでしょうか、お答えください。

○越智委員長　黒田総裁、簡潔にお願いします。

○黒田参考人　足元、確かに、感染症、既往の原油価格の下落、ＧｏＴｏトラベル事業の影響などを受けて、当面マイナスで消費者物価は推移すると思っておりますが、経済は四―五月をボトムに持ち直しておりまして、今後も改善基調が続き、先行き、経済が改善していくもとで物価がプラスに転じ、徐々に上昇率を高めていくと見ております。

時間はかかりますが、物価は二％の物価安定の目標に向けて上昇率を高めていくと考えておりまして、日本銀行としては、今後とも、物価安定の目標の実現を目指し、強力な金融緩和を粘り強く続けていく考えであります。

○階委員　これで終わりますが、今まで同じせりふを八年ぐらい聞いてきた気がします。そろそろ諦めた方がいいのではないかと思います。

以上です。